

## 委員会からのお知らせ

### 第177回食品安全委員会議事概要

平成19年2月8日(木) 14:00~15:50

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

●添加物 2品目

- 1) 乳酸カリウム
- 2) ステアロイル乳酸ナトリウム

・厚生労働省から説明。

・長尾委員より乳幼児食品に対する乳酸のD体、ラセミ体の取扱いについて質問があり、国内外の規制状況について説明があった。添加物専門調査会において審議することとなった。(今回の評価要請は、国際的に安全性が確認され、かつ欧米諸国等で広く使用されている添加物についてのものです。)

<参考>

- 1) 食品の酸化防止補助剤、調味料、湿潤剤、pH調整剤等として、広く欧米諸国などにおいて食品全般に使用されています。
- 2) 食品の製造加工における乳化剤や安定剤などとして、広く欧米諸国などにおいてパンケーキやワッフルなどに使用されています。

●農薬 5品目( 1)~5)全てポジティブリスト制度関連 )

- 1) クミロン
- 2) シメコナゾール
- 3) スピロキサミン
- 4) メチオカルブ
- 5) メキシフェノジド

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 除草剤であり、稲に登録があります。
  - 2) 殺菌剤であり、りんご、なし等に登録があります。
  - 3) 殺菌剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 4) 殺虫剤であり、日本国内での農薬登録はありません。
  - 5) 殺虫剤であり、大豆、茶等に登録があります。
- 1)から5)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

●動物用医薬品 8品目( 1)~8)全てポジティブリスト制度関連 )

- 1) アレスリン
- 2) エリスロマイシン
- 3) カルプロフェン
- 4) クロルマジノン
- 5) スルフィゾール
- 6) セファレキシン
- 7) ペンジルペニシリン
- 8) レバミゾール

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤です。
  - 2) 抗生物質です。
  - 3) 非ステロイド系消炎剤です。
  - 4) 繁殖用剤です。
  - 5) 合成抗菌剤です。
  - 6) 抗生物質です。
  - 7) 抗生物質です。
  - 8) 寄生虫駆除剤です。
- 1)~8)はいずれもポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 添加物専門調査会における審議状況について

1) 「ブタナール」に関する意見・情報の募集について

・取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 香料で、リンゴ、洋梨等の果物や豆類等にも天然に含まれているほか、酒類やパン類などの加工食品にも一般的に含まれています。また、欧米では焼菓子、清涼飲料等様々な加工食品において風味を向上させるために添加されています。

### (3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1) 「鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザ不活化ワクチン「北研」)」に関する意見・情報の募集について

2) 「豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B)」に関する意見・情報の募集について

3) 「メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)」に関する意見・情報の募集について

・取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### <参考>

1) 鳥インフルエンザウイルスを不活化したものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。

2) 豚パルボウイルス(豚に死産、異常産を引き起こすウイルス)、豚丹毒菌(豚に敗血症やじん麻疹を引き起こす細菌)、レプトスピラ(豚に流産や黄胆を引き起こす細菌)を不活化したものを主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

3) 消炎鎮痛薬で、牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

### (4) 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

1) 「グルコン酸カルシウム」に関する意見・情報の募集について

2) 「ニギ酸カリウム」に関する意見・情報の募集について

3) 「ギ酸カルシウム」に関する意見・情報の募集について

・取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### <参考>

1) 牛用飼料に用いられる飼料添加物で、カルシウムの補給を目的としています。

2) 豚用飼料に用いられる飼料添加物で、飼料効率を改善し、成長促進効果があるとされています。

3) 豚用飼料に用いられる飼料添加物で、飼料効率を改善し、成長促進効果があるとされています。

### (5) OIEコードの改正について

・農林水産省から説明。

・委員長から農林水産省に対し、BSEは食の安全に大きく関わる問題であるので、本件について適切に対応するよう依頼した。

・説明の内容については、事務局からプリオン専門調査会の専門委員に伝えることとなった。

#### <参考>

・OIE(Office International des Epizooties): 国際獣疫事務局

### (6) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて(報告)

・事務局から報告。

### (7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年1月分)について

・1月中に寄せられた86件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー